

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	C K D株式会社
【英訳名】	CKD Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥岡 克仁
【本店の所在の場所】	愛知県小牧市応時二丁目250番地
【電話番号】	(0568) 77 - 1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 今井 智明
【最寄りの連絡場所】	愛知県小牧市応時二丁目250番地
【電話番号】	(0568) 77 - 1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 今井 智明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、梶本一典、奥岡克仁、天野祥行、Stefan Sacré、嶋田博子及び石川修平の6名を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、山田純市、橋本修三、細見健一及び近藤さきえの4名を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）とする。また、各対象取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額80百万円以内とする。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額120百万円以内とする。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	534,947	247	2,120	(注) 1	可決 99.54%
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件					
梶本 一典	531,169	3,987	2,156	(注) 2	可決 98.84%
奥岡 克仁	532,358	2,832	2,120		可決 99.06%
天野 祥行	532,694	2,498	2,120		可決 99.12%
Stefan Sacré	533,783	1,410	2,120		可決 99.33%
嶋田 博子	533,621	1,572	2,120		可決 99.30%
石川 修平	534,789	405	2,120		可決 99.51%
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
山田 純市	501,999	33,191	2,120	(注) 2	可決 93.41%
橋本 修三	533,723	1,470	2,120		可決 99.32%
細見 健一	444,469	90,723	2,120		可決 82.71%
近藤 さきえ	534,902	292	2,120		可決 99.54%
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	534,190	573	2,547	(注) 3	可決 99.40%
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	534,274	489	2,547	(注) 3	可決 99.42%
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	338,681	196,510	2,120	(注) 3	可決 63.02%

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注) 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(注) 3 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。